

広島女学院大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2018（平成30）年度大学評価の結果、広島女学院大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2019（平成31）年4月1日から2026（平成38）年3月31日までとする。

II 総評

広島女学院大学は、創立当初から「キリスト教主義に基づく女性の人格教育」を理念とし、2013（平成25）年度からは5年間の「学校法人広島女学院第1次中期計画」を策定したうえで、これに基づいて教育や大学の現状に対する課題を検討して、2018（平成30）年度には学部の改組を行い、人文学部に2学科、人間生活学部に3学科を設けている。同年には、新たな体制のもとで「第2次中期計画」を策定しており、同計画では理念実現のための考え方として「ぶれない個」「多様性」「寛容と協働」を掲げ、これに基づく教育改革を実施することとした。

それを受けて、いずれの学部においても、体系的・順次的なカリキュラムを編成し、カリキュラム・マップによって示すとともに、学生の主体的参加を促進する授業方法を取り入れるなど、学習成果を上げるための取組みが見られる。中でも、両学部共通科目として設けたライフキャリア科目は、基礎科目と専門科目をつなぐだけでなく、女性の生涯を視野に入れた教育が可能となっており、「第2次中期計画」に定めた「自らライフキャリアを築いていくための基礎力」の育成が期待できる優れた取組みといえる。

また、「第2次中期計画」で掲げた「企業・地方自治体・地域社会との連携の強化」を実践する取組みとして地域社会と各学科が連携することで、学生が主体となって企画・運営を行う地域連携活動とボランティア活動を積極的に推進しており、これによって地域の活性化や福祉の向上に貢献していることは高く評価できる。さらに、2018（平成30）年度に改定した教育課程では、全学部のすべての学科で地域連携に関するセミナー科目を設置し、地域と連携する課題解決型の授業を実施していることは、授業と連動して教育研究の成果の適切な社会への還元につながることを期待できる。

これらの教育活動の達成度を測るべく、学習成果を可視化する指標を設けることと、内部質保証システムの構築を「第2次中期計画」で掲げており、これに先立ち、2016

(平成 28) 年度には学士課程でルーブリックの活用に取り組み始めた。内部質保証プロセスについては、「自己点検・評価委員会」が全学的な自己点検・評価を行い、「内部質保証委員会」で改善策を検討し、必要に応じ「大学評議会」で決定のうえ、各学部・研究科のPDCAサイクルを支援する仕組みを構築した。こうした内部質保証システムを整備し、「内部質保証委員会」による教学マネジメントにも取り組み始めているため、今後のさらなる機能が期待される。

一方で、改善すべき課題として、定員の未充足が挙げられる。また、これに起因して、財政基盤が十分に確立されていないという問題も生じている。この状況に対して、既述のように2018(平成30)年度からの学部・学科の改組を実施し、新たなカリキュラムを導入したことにより、改組後の多くの学科で入学定員を満たす入学者数を確保するなど改善の兆しがみえているため、継続的に安定して入学者数を確保することにより、財政基盤の確立に努め、引き続き積極的な取組みを行い、改善を図ることを期待する。

この他にも、学士課程教育における単位の実質化の徹底に加え、研究指導計画の整備や学習成果の把握といった大学院教育の充実が課題となっている。

今後は、先に述べた内部質保証体制を機能させ、事業報告に基づく点検・評価とそれに基づく次年度の計画策定を通じて、教育研究活動の充実を図り、さらなる発展に向けて質の保証に取り組むことが重要である。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

学部・学科ごとの特性を保ちつつ、大学全体としても一貫性のある理念・目的を学則に定め、学内はもちろん社会に対しても公表している。大学院においては、既に理念・目的を大学院学則に定め公表しているが、見直しを実施された大学全体の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に関連した研究科の理念・目的とするため、再検討を始めている。また、「第1次中期計画」の執行状況を踏まえて、2017(平成29)年度に「第2次中期計画」を策定し、これに基づく教育改革に取り組んでいる。

① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

大学の理念として「キリスト教主義に基づく女性の人格教育」を掲げ、「キリスト教を教育の基盤とし、女性の生涯を支える高度の教養を授け、専門の学術を教授研究することにより、真理と平和を追究し、世界と地域の人々に仕えるゆたか

な人格の育成」を目的として定めている。これを踏まえて、学部・学科ごとに「養成する人材」及び「教育目標」を具体的に定めている（「根拠資料 2-1」）。このように、学部・学科ごとの特性を保ちつつ、大学全体としても一貫性のある理念・目的を設定していることは、適切である。

一方、研究科としての理念・目的を設定しているが、学部改組に伴って見直した大学全体の学位授与方針との連関を図るべく、2018（平成 30）年度より研究科の目的等について再検討を始めている。

② **大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。**

大学及び学部・研究科の理念・目的は、学則及び大学院学則に定め、ホームページや大学案内を通じて、わかりやすく適切に社会に公表している。また、教職員は学内ポータルサイトでいつでも確認できる環境にあり、全学教授会や教職員集会において、学長が教職員に大学の理念及び教育の方向性について説明する機会を設けている。学生に対しては、学生要覧『Curriculum Book』に掲載している。さらに、学生に対しては、「キリスト教の時間」での学長講話を通じて、大学が目指す教育の方向性を講演しているほか、就職活動を控えた3年次学生に向けた学長メッセージ等においても、大学の理念・目的等を発信している。このように、あらゆる機会を活用しながら、学生・教職員の間で大学の理念・目的の共有を図るとともに、社会に対しても発信するよう努めている。

③ **大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。**

2013（平成 25）年度に法人理事会において「第1次中期計画」を策定し、大学としての基本方針・構想、教育研究の質の向上及び経営の健全化に向けた取組みについての諸施策を設定した。そのうえで、2017（平成 29）年度には、「第1次中期計画」の5年計画の執行状況を踏まえて「第2次中期計画」を策定し、同計画では理念実現のための考え方として「ぶれない個」「多様性」「寛容と協働」を掲げている。さらに、同計画において、学院としての教育理念及び基本方針に加え、2018（平成 30）年度からの大学の改組を踏まえた重点目標及びそれを達成するための5年間の年次行動計画も策定しており、中・長期計画の内容は具体的かつ実行可能なものとなっている。

2 内部質保証

<概評>

内部質保証に関する方針及び手続については「広島女学院大学の諸活動に関する方針」に定めている。2017（平成 29）年度より「内部質保証委員会」を設置し、同

委員会が点検・評価に基づく改善策を検討し、「大学評議会」が決定することにより P D C A を機能させるための体制を整えている。ただし、この内部質保証システムは、開始したばかりであることから、今後は、このシステムを機能させるとともに、その適切性についての定期的な点検・評価及びその結果に基づく改善・向上に取り組むことを期待する。

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

「広島女学院大学の諸活動に関する方針」において、内部質保証に関する方針として、「大学の教育理念に従って教育を行い、その成果を評価したうえで理念との整合性について検証し、必要な改善策を速やかに実行することで教育の質を保証します」と示している。

また、手続についても同方針に示しており、「内部質保証委員会が中核となり、自己点検・評価委員会から提出される『自己点検・評価報告書』に基づいて必要な改善策を検討し、大学評議会に提案します。大学評議会は改善策の提案を受けて、改善計画を策定し実施することで内部質保証の P D C A を機能させます」としている。

これらの内部質保証に関する方針及び手続を示した「広島女学院大学の諸活動に関する方針」は、ホームページにおいて公表し、学内で共有している。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

2017（平成 29）年度に内部質保証の中核となる組織として、学長が委員長を務める「内部質保証委員会」を新設し、同委員会に係る規程を定め、内部質保証体制の整備に着手した。同委員会は、学長のほか、副学長、学部長、総合学生支援センター長、研究科長、大学事務局長、庶務課長、教務課長で構成し、事業計画、事業報告及び『自己点検・評価報告書』に基づき教育や大学運営に関する事項について検証を行い、改善策を「大学評議会」に提案することを役割としている。

また、「大学評議会規程」を改定し、同評議会では、「内部質保証委員会」より提案された教育研究改善策の実施を審議・決定することとし、「内部質保証委員会」と「大学評議会」の役割を明確にしている。さらに、「広島女学院大学の諸活動に関する方針」に基づき、「内部質保証委員会」と「大学評議会」の適切な連携によって、改善策の速やかな実行を可能とする内部質保証体制を構築している。

なお、自己点検・評価の結果に基づき、規程の改定や大学運営に関する事項は「大学評議会」が改善策を検討し、指示することとなっているが、これ以外の改善については、「内部質保証委員会」が直接、学部・研究科等に改善指示を行うこととしている。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

点検・評価の結果を事業報告として取りまとめ、次年度の事業計画に反映させるとともに、『自己点検・評価報告書』及び事業報告をもとに、年度始めに必要な検討事項を掲げ、「内部質保証委員会」で数回にわたって改善策の検討を行い、その結果を常時「大学評議会」に上程していくことで、点検・評価の結果を確実に改善・向上につなげるシステムが構築されている。今後は、「内部質保証委員会」と「IR委員会」が連携し、大学における各種データに基づく改善・向上に取り組むことを検討しているため、これによって内部質保証システムをより有効に機能させることが望まれる。さらに、自己点検・評価の客観性、妥当性を確保するため、包括的な連携協定を締結している広島経済同友会による外部評価の実施を検討しており、これについても実現することが期待される。

教育活動を展開するうえで重要となる3つのポリシー（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）については、教育理念に基づいた3つの資質として「ぶれない個」「多様性」「寛容と協働」を掲げた大学全体の学位授与方針を定め、この方針を基本として各学部・学科の学位授与方針を策定し、「内部質保証委員会」において各方針の整合性を確認したうえで「大学評議会」において機関決定を行っている。ただし、学部改組に伴う対応を優先したことから、後述するように研究科の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）には課題が残るため、今後は新たに構築した内部質保証プロセスを通じて改善することが期待される。

なお、行政機関や認証評価機関等からの指摘事項に対しては、従来からの自己点検・評価活動を通じて適切に対応しており、前回の本協会の大学評価において指摘された事項についても、改善報告書を提出している。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

社会に対して説明責任を果たすために、学校教育法及び同施行規則に定められた教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等についての情報について、ホームページ上に「教育情報の公表」を設けて一括して公表している。また、教職課程に関する情報についても、法令で必要とされる内容をホームページに公開している。なお、ホームページについては、随時適切に情報を更新し、最新の状況を提供できるよう努めている。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性の点検・評価については、「大学評議会」が自ら審

議・決定した改善策の執行状況を確認し、新たに構築した内部質保証システムが適切に機能しているかを検証している。ただし、新たな内部質保証システムは、2017（平成 29）年度に整備に着手しはじめたものであることから、今後とも定期的にその適切性を点検・評価し、これを継続することで、その結果をもとに内部質保証システムの充実を図ることを期待する。

なお、2017（平成 29）年度の取組みを経て、今後はより効率的な自己点検・評価の実施に向けて、自己点検・評価の結果を事業報告に一本化し、さらに数値目標を設けたうえで、それに基づく達成度評価を行うことを検討している。

3 教育研究組織

<概評>

大学の理念・目的であるキリスト教主義に基づくリベラルアーツ教育を通じて、女性の人格教育の実施に基づき、2014（平成 26）年度から「大学将来計画委員会」において学部・学科の再編についての検討を開始し、2015（平成 27）年度には「改組推進委員会」、2016（平成 28）年度には「改組準備委員会」を設置し、2018（平成 30）年度に至り、大幅な改組を行った。その結果、学部・研究科や附置研究所やセンターは大学の理念・目的の実現のために適切に設置しており、特に「宗教センター」は、「キリスト教主義に基づく人格教育」の基幹として機能している。なお、教育研究組織に関する定期的な点検・評価は、各部局が『自己点検・評価報告書』をまとめ、「内部質保証委員会」に提出し、同委員会において検討し、具体的な改善策を策定して改善に取り組んでいる。

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

キリスト教主義に基づくリベラルアーツ教育を通じて、女性の人格教育を行うことを理念とし、その実現のために 2018（平成 30）年度に大幅な学部改組を行った。具体的には、2014（平成 26）年度の「大学将来計画委員会」において、学部・学科の再編についての検討を開始し、2015（平成 27）年 12 月に「改組推進委員会」を設置して検討を重ねた結果、国際教養学部に加え、人間生活学部のうち生活デザイン・建築学科、幼児教育心理学科を募集停止とした。そのうえで、新たに 2 つの学科からなる人文学部を設けるとともに、人間生活学部については継続する学科に加えて、生活デザイン学科及び児童教育学科を新設し、現在では 3 学科（生活デザイン、管理栄養、児童教育）による構成としている。

こうした改組の取組みは、大学の現状及び社会からの要請に応えるものであり、現在の学部の設置状況については、大学の理念・目的に基づいたものといえる。

なお、研究科については、2017（平成 29）年度に言語文化研究科博士後期課程を募集停止とし、2018（平成 30）年度からは言語文化研究科博士前期課程を修士

課程に変更したうえで、現在は、言語文化研究科及び人間生活学研究科に修士課程を設置している。

その他、附置研究所及びセンターとして、「宗教センター」「アカデミック・サポート・センター」「国際交流センター」「ボランティアセンター」「地域連携センター」に加え、「障がい学生高等教育支援室」及び「総合研究所」を設置している。中でも、「宗教センター」は、「キリスト教主義に基づく人格教育」の基幹として学生の人格的成長を支援しているほか、他のセンターでもさまざまな活動を通じて大学の理念・目的に基づく取組みを行っており、適切な教育研究組織を編制している。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

教育研究組織の適切性についての定期的な点検・評価は、学部教授会や各センターなどそれぞれの組織において行い、「自己点検・評価委員会」で『自己点検・評価報告書』としてまとめ、「内部質保証委員会」に提出した後、同委員会にて検討し、具体的な改善策の策定を行っている。

また、「内部質保証委員会」では、2017（平成29）年度に「地域連携センター」の組織のあり方について、社会的要請との関連性を踏まえた検討を行っていることから、点検・評価に基づき、教育研究組織の改善・向上を図ることが期待される。

4 教育課程・学習成果

<概評>

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、教育理念を踏まえたうえで、大学全体の方針を定め、それに従って各学科・研究科で方針を定め、「広島女学院大学の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」に集約し、教職員間で共有している。また、学生要覧『Curriculum Book』への掲載、ホームページ上への掲載も行っている。しかし、学位授与方針に学生に求める学習成果を示しておらず、教育課程の編成・実施方針に教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を示していない研究科があるため改善が求められる。

学部においては、教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程が編成されており、特に女性が人生を切り拓く力を身に着けるための「ライフキャリア科目」については、学生の幅広い知識・教養の習得につながるものが期待されるものとして、高く評価できる。また、研究科においても、体系的な教育課程が編成されている。シラバスについては、記載項目の充実及びシラバス確認担当者による確認事項のチェックを行っている。効果的に教育を行うための措置としては、授業形態に配慮し

たクラスサイズを設定しているほか、チューター制度を設けるなど、細かな履修指導を行っている。しかし、単位の実質化を図る措置に問題が見られるほか、研究科では研究指導計画に不備があるため改善が必要である。さらに、学習成果の把握に向けた取組みは、学部においてアセスメント・テストやルーブリックを用いて実施されているものの、研究科においては不十分であるため改善が求められる。

新たな内部質保証システムが構築されて間もないため、教育課程及びその内容、方法の適切性についての点検・評価を定期的実施し、その結果に基づき改善・向上につなげることを期待したい。

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

大学の教育理念に基づき、3つの資質「ぶれない個」「多様性」「寛容と協働」を掲げ、それぞれの資質を具体化し大学全体の学位授与方針としている。例えば、「ぶれない個」については「豊かな教養と専門的知識を通して、冷静な判断力と決断力を兼ね備えた『ぶれない個』を形成し、自己のライフキャリアの確立をめざすことができる」として具体的に設定している。

大学院については、研究科ごとに学位授与方針として示されている内容が学位論文審査基準のみであり、学生に求める学習成果を示していないため改善が求められる。

大学全体及び各学科の学位授与方針は、「広島女学院大学の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」として集約し、教職員間で共有を図っている。また、学生要覧『Curriculum Book』に掲載することで学生に対して明示するとともに、ホームページ上に掲載することで、社会に対しても公表している。大学院の学位授与方針については『大学院要覧』に掲載するとともにホームページで公表している。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

大学全体の教育課程の編成・実施方針は、学位授与方針と同様に、教育理念を踏まえて「大学の教育課程は、全学共通の『基礎科目』『ライフキャリア科目』と、各学科の専門科目である『専門科目』『関連科目Ⅰ』『関連科目Ⅱ』から編成される」などと定めている。そのうえで、この方針に従って各学科の教育課程の編成・実施方針を設定し、「広島女学院大学の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」に定めている。なお、大学院については、教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を示していない研究科があるため、改善が求められる。各学科の教育課程の編成・実施方針は、学生要覧『Curriculum Book』に、大学院の教育課程の編成・実施方針は、『大学院要覧』に掲載するとともに、それぞれホームページ上に公表している。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

学部における教育課程は、教育課程の編成・実施方針に従って全学共通の「基礎科目」「ライフキャリア科目」と、各学科の専門科目である「専門科目」「関連科目Ⅰ」「関連科目Ⅱ」によって編成している。必修及び選択科目からなる「ライフキャリア科目」は、女性が自ら将来を切り拓く力を身に着けるために各学科の入門・基礎的な科目を自己との関係、他者との関係、社会との関係に分類し、多様な教育方法を用いて授業を実施しており、学生の幅広い知識・教養の習得につながることを期待できるものとして、高く評価できる。

各学科の専門科目については、例えば、人文学部の「専門科目」では、コア科目として、「人文学入門」「キャリア・スタディ・プログラムⅠ～Ⅲ」「アカデミック・リサーチⅠ～Ⅳ」「卒業論文」を必修科目としている。そのうえで、すべての授業科目について科目区分との属性、教育課程の編成・実施方針との関わりを学生要覧『Curriculum Book』に体系的に明確に示している。なお、教育課程の編成・実施方針とカリキュラムの整合性については、学位プログラムごとにカリキュラム・マップを作成し、これらを照合することで学位授与方針との連関も含めて総合的に点検・評価している。

研究科においては、専門分野の基礎を強固にする科目から専門職業人・研究者を目指す高度な専門科目に至る体系的なカリキュラムを編成するよう配慮している。例えば、言語文化研究科では、コースワークとリサーチワークを設けて、これらを組み合わせることによって体系的な教育課程を構成している。コースワークとして、日本言語文化専攻は日本文学と日本語学の2分野を設け、日本文学分野では古代、中世、近世、近代と広範な時代領域にわたって、散文学、韻文学作品の的確な読解と鑑賞、文献学的な操作や資料等の考証研究の方法を体系的に修得し、日本語学分野では奈良時代、平安・鎌倉時代、室町時代等の古典語及び方言を含む現代語を幅広い視点から考察するものとなっている。これに研究テーマに応じた教員による研究指導をリサーチワークとして組み合わせ、学位論文の作成に向けた教育課程を編成している。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

単位の実質化を図る取組みとして、すべての学部・学科において1年間に履修登録できる単位数の上限を設定しているものの、4年次において上限設定が適用されていないことに加え、上限緩和の条件である成績優秀者に実態として多くの学生が該当していることから、実質上制度が機能していない。また、予習・復習の時間と内容をシラバスに記載するなどしているものの、単位の実質化を図る措置としては

十分ではなく、単位制の趣旨に照らして改善が求められる。

効果的に教育を行うための措置として、国際教養学部、人文学部、人間生活学部において、授業形態に配慮した1授業あたりの学生数を設定し、適切なクラスサイズのもとで教育を行っている。また、チューター制度を設けるなど、きめ細かな履修指導を行っており、成績不振者の基準を設けて、該当学生に助言・指導を行う等の対応も行っている。さらに、シラバスについては、記載事項の充実及びシラバス確認担当者による確認事項のチェックを行うとともに、授業内容との整合性を確認するため、すべての授業科目において学生による授業評価アンケートを学期ごとに実施している。

研究科における研究指導計画については、明示されたスケジュールに従って、学生は指導教員との相談を踏まえて研究内容・方法についての年間スケジュール（研究・論文作成計画と指導計画）を作成して「修士論文計画書」として提出し、その後の進捗状況を踏まえて計画の修正・再提出を行っている。しかし、言語文化研究科、人間生活学研究科ともに、研究指導のスケジュールは明示されているが、研究指導の方法については定めていないため、適切な研究指導計画を策定するよう是正されたい。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価については、成績評価基準を定め、授業ごとにシラバスに複数項目の到達目標と成績評価の方法（試験成績、レポート・課題の評価等）を明記することで、一定の客観性を担保している。また、成績評価に対する学生からの異議申し立ての制度を設けており、適切に運用されている。なお、単位認定できる範囲については、学則で明確に定められている。

学位論文の審査は、「研究科委員会」の主導により行われており、主査を指導教授とし、2名の副査とともに審査を行い、その審査結果と単位取得状況に基づいて「研究科委員会」で判定している。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学習成果のうち、英語力や学生の基礎学力を評価するため、アセスメント・テストを用いている。例えば、改組後の国際英語学科では、全学年を対象にTOEIC L&R[®]を実施し、4年間の到達度の推移を評価することになっている。また、全学科の1・2年次を対象とした「大学生基礎力レポートⅠ・Ⅱ」は、「英語運用」「日本語理解」「判断推理」に関する基礎学力と学びへの取組み等の意識を測定する外部調査であり、大学全体の教育改善のための指標として利用している。加えて、2016（平成28）年度より各科目の到達目標を示したルーブリックをすべての授業で使用する事とし、授業担当者は授業ごとにルーブリック評価表を作成してシラバス

に掲載しているが、これらの取組みを通じて把握した学習成果を総合評価につなげるための指標については検討中である。なお、研究科における学習成果の把握は、論文発表会の機会等を活用し、言語文化研究科ではチェックシートを用いて、人間生活学研究科では質疑応答を通じて学位論文審査基準に対する達成度の把握するにとどまっており、学位授与方針に明示した学習成果の把握の取組みとしては不十分であるため、改善が求められる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

各学科・研究科において、必要に応じて各種テストや調査を実施して、教育課程・方法の改善につなげる資料としている。また、新入生及び卒業生を対象としたアンケート調査を全学で実施しており、この結果を学科別に集計することにより、各学科での点検・評価に利用している。こうした各学科・研究科での点検・評価の結果は、「内部質保証委員会」に報告し、改善案を策定したうえで、改善・向上につなげている。なお、新たな内部質保証体制が構築されて間もないため、今後は、このシステムを機能させ、定期的な点検・評価に基づく改善・向上に向けた取組みにつながることを期待する。

<提言>

長所

- 1) 女性のライフイベントをキャリアと捉えて自ら切り拓く力を身につけるカリキュラムとして、学部・学科の改組にあわせて2018（平成30）年度より「基礎科目」「ライフキャリア科目」、各学科の専門教育からなる教育課程を編成している。なかでも、従来の課題であった教養科目を整理し、全学共通で必修とする「基礎科目」に加えて必修と選択科目からなる「ライフキャリア科目」を設け、各学科の入門・基礎的な科目を自己との関係、他者との関係、社会との関係等に分類し、オムニバス形式やグループワークなど多様な教育方法を採用するとともに、その成果をルーブリック評価で把握することとしており、これらの取組みは学生の幅広い知識・教養の修得につながるものが期待できるものとして評価できる。

改善課題

- 1) 言語文化研究科博士前期課程及び人間生活学研究科修士課程では、学位授与方針に、修得すべき知識、技能、能力など当該学位にふさわしい学習成果を示していない。また、言語文化研究科博士前期課程では教育課程の編成・実施方針についても、教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を示していない

ため、改善が求められる。

- 2) 単位の実質化を図る措置として、すべての学部・学科において、1年間に履修登録できる単位数の上限を設定しているものの、4年次については上限設定が適用されていない。また、前の学期のGPAが2.3以上の学生は成績優秀者として上限を超えた履修を認めているが、多くの学生がこれに該当していることから、実質上、制度が機能していない。加えて、予習・復習の時間と内容をシラバスに記載するなどしているものの、単位の実質化を図る措置としては十分ではない。これらのことから、単位制の趣旨に照らして改善が求められる。
- 3) 研究科における学習成果の把握の取組みは、学位論文審査基準に対する達成度を把握するにとどまり、学位授与方針に示した学習成果を把握する取組みとしては不十分であるため、改善が求められる。

是正勧告

- 1) 言語文化研究科博士前期課程及び人間生活学研究科修士課程では、研究指導計画として研究指導の方法を定めていないため、これをあらかじめ学生に明示するよう是正されたい。

5 学生の受け入れ

<概評>

大学全体に加え、学部・学科、研究科ごとに学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定め、求める学生像や必要な知識・能力について示している。入学者の選抜に関する重要事項は、点検・評価も含め「入試委員会」で行っており、適切な実施体制が設けられている。定員管理については、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率が大学全体で低く、収容定員に対する在籍学生数比率が大学全体及び人間生活学部で低い。2018（平成30）年の改組では定員の見直しを行い、改組後の多くの学科で入学定員を満たす受け入れとなっている。さらに、研究科についても、収容定員に対する在籍学生数比率が低いいため、定員管理を徹底するよう、改善することが求められる。なお、学生の受け入れの適切性の点検・評価については、「入試委員会」で実施したうえで、「内部質保証委員会」で全学的な観点から点検・評価及び改善・向上に向けて検討することとしており、今後の改善・向上につなげることを期待したい。

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

『キリスト教主義に基づく人格教育』という本学の建学の精神に理解のある女性性に始まる全学の学生の受け入れ方針を定め、各学科では「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」及び「主体性・多様性・協働性」の項目ごとに具体的方針

を定めている。例えば、人文学部国際英語学科では、「思考力・判断力・表現力」の項目については「言語や文化に関わる事象を多面的に考察し、自分の考えをまとめることができる」と定めている。これら学科ごとの学生の受け入れ方針は、学位授与方針・教育課程の編成・実施方針との連関にも配慮して、適切に定められている。

研究科においては、例えば、人間生活学研究科生活科学専攻では、「人間の健康な生活とそのために必要な衣食住を中心とした環境を考究するための研究に意欲を有する人」と定めるなど、研究科ごとに適切な学生の受け入れ方針を定めている。

これら学生の受け入れ方針については、ホームページで適切に公表している。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学生の受け入れ方針に基づき、一般入試の他、オープンセミナー入試、AO入試等多彩な方法により、入学者選抜を行っている。入学者選抜に関わる重要事項は、学長を委員長とする「入試委員会」で審議し、「全学教授会」の議を経て、学長が決定し実施している。また、入学者選抜の実務業務は、「入試実行委員会」が主導して行っている。さらに、「入試委員会」で策定した入試判定資料をもとに、教授会で可否を判定し、その結果の報告を受けて、学長が合格者を最終的に決定する体制をとっており、公正に実施されている。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

定員管理については、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率が大学全体で低く、収容定員に対する在籍学生数比率が大学全体及び人間生活学部で低いため、定員管理を徹底するよう、是正されたい。なお、このような全学的に入学者数が入学定員を下回る状態を踏まえ、2018（平成 30）年度の学部改組に向けて、高等学校生を対象とした大規模な進学需要調査を実施し、その結果を受けて入学定員の見直しを行った。これによって、2018（平成 30）年度の学生の受け入れにおいては、改組後の多くの学科で入学定員を満たす受け入れとなっている。今後も、安定した学生確保に向けて、引き続き教育研究の一層の充実を図り、教育の質の向上に努めるとともに、効果的な入試広報等に取り組むことが求められる。

なお、研究科においては、年度によって志願者がいないため、入学試験が実施されておらず、収容定員に対する在籍学生数が低いため、定員管理を徹底するよう改善することが求められる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れに関する点検・評価については、「入試委員会」において当該年度の入学試験の結果に基づいて行い、入試制度全般の改善について検討したうえで、次年度の入試要項を作成している。さらに、「入試委員会」における点検・評価の結果に基づき「内部質保証委員会」において全学的な観点からの改善・向上に向けた検討を行っている。今後とも、着実に改善・向上に向けた取り組みが実施されるよう期待したい。

<提言>

改善課題

- 1) 収容定員に対する在籍学生数比率が、言語文化研究科博士前期課程で 0.21、人間生活学研究科修士課程で 0.08 と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善することが求められる。

是正勧告

- 1) 過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、大学全体で 0.73 と低い。また、収容定員に対する在籍学生数比率について、大学全体で 0.70、人間生活学部で 0.89 と低いため、学部の定員管理を徹底するよう、是正されたい。

6 教員・教員組織

<概評>

求める教員像及び教員組織の編制方針は、建学の精神である「キリスト教主義を基盤とした人格教育」に基づくものであり、ホームページに明示している。求める教員像については採用・昇格の折にその手続の過程で必ず確認している点からも、学内で共有されているといえるが、教員組織の編制方針は学部・研究科ごとに策定することが望まれる。

ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）については、全学組織である「FD委員会」が中心となり、教務課やキャリアセンター等の各部署と連携しながら、授業内容、教育方法、教育成果の改善を図っていることが認められる。しかしながら、大学院として固有のFDが行われていないため、改善が求められる。

教員・教員組織の適切性の点検・評価については、「全学人事委員会」において行われている。2018（平成 30）年度の全学改組においては、共通教育部門としての教員の適切な配置がなされ、全学の共通教育の運営が円滑化するなど一定の効果を示しており、適切といえる。なお、点検・評価の結果に基づき「内部質保証委員会」において改善・向上に向けた検討を行うこととしている。

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

「広島女学院大学の諸活動に関する方針」において、大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を定めている。求める教員像については、「キリスト教主義に基づく本学の建学精神及び理念・目的、教育目標を十分に理解したうえで学生の教育と研究に強い情熱を有しており、優れた教育力と高度な専門性を向上させるための研鑽と努力を惜しまない、人間性豊かな人物であること」を定め、教員組織の編制方針については、大学設置基準及び大学院設置基準に則った専任教員を配置し教育目標の達成のために十分な教員組織を編制すること、求める教員像及び担当授業科目との適合性について厳正かつ透明性のある審査を実施すること、教員の資質向上を図り授業改善に取り組むことを掲げている。また、「広島女学院大学全学人事委員会規程」において、教育目標を達成するため、教員組織の編制にあたって、求める教員像及び担当授業科目との適合性について厳正に審査することが明示されている。ただし、教員組織の編制方針については、各学部・研究科においても策定することが望まれる。

これらの求める教員像及び教員組織の編制方針については、ホームページで適切に公表している。なお、採用・昇格の折に、その手続の過程で、建学の精神である「キリスト教主義を基盤とした人格教育」を目指すことを必ず確認している点からも、求める教員像を学内で適切に共有しているといえる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

専任教員数については、2017（平成 29）年度には大学全体で教授数の不足が見られたものの、各学部で昇格人事が行われたため、2018（平成 30）年度には大学設置基準を満たす専任教員数となっている。研究科においても2017（平成 29）年度には修士課程で研究指導教員数が不足する研究科が見られたが上記同様に、2018（平成 30）年度には大学院設置基準を満たす教員数となっている。今後は、専任教員数について、大学設置基準及び大学院設置基準に抵触することがないよう十分に留意されたい。

教員組織の編制にあたっては、教員組織の編制方針に沿って、全学共通科目は主に専任教員を配置しているほか、国際性への対応として英語ネイティブ教員を採用している。各学部・学科においても、それぞれの教育課程の目的を達成するために必要な教員を適切に配置している。また、教員の採用・昇格の際に考慮するとされている年齢構成や男女比については、概ねバランスが取れている（。さらに、教員の担当科目を検討する際には、教員の1学期あたりの授業時間数を定

め、負担の偏りがないよう配慮している。なお、研究科の教員については、任用審査の際に専門領域や教育歴・業績等を確認し、それに基づいて担当科目等の配置を検討している。これらのことから、適切な教員組織が編制されているといえる。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の募集・採用及び昇任については、「広島女学院大学教育職員任用規程」に定めた職位ごとの資格基準及び手続に沿って行われている。その際には、内規で定めた研究業績についても評価している。大学院では「広島女学院大学大学院研究科委員会規程」に基づき、「教員審査小委員会内規」を定め、これに従って担当教員としての任用の可否を審査しており、適切である。

採用については、募集は公募を原則としており、学部長が任用教授会に諮って候補者を選考・審査のうえ、「全学人事委員会」で検討し、学長が決定している。なお、採用にあたっては「全学人事委員会」で採用方針を決定したうえで行っている。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

FD活動については、「広島女学院大学FD委員会規程」に従い、全学組織である「FD委員会」が中心となり、教務課や「キャリアセンター」等の各部署と連携しながら、授業内容、教育方法、教育成果の改善を図っている。

具体的には、教育の改善・向上につなげるため、学生による授業評価アンケートを実施し、その結果については学内で共有されており、適切である。また、毎年、FD研修会、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）に関する研修会及び「FD・SD合同研修会」を複数回にわたって実施している。ただし、大学院として固有のFDが行われていないため、改善が求められる。

教員業績については、各教員はインターネット上の研究者検索サイトに必ず登録し、そこに毎年の業績を掲載することで教員が相互に確認できるようにしている。また、各教員が行っている社会活動については、産官学等との連携活動、公開講座等の一部は「地域連携センター」が取りまとめており、これらを通じて活動業績を把握し、「大学評議会」への報告も行っているが、教員ごとに集約する体制が整えられていないことから、教員業績について総合的な分析を行っているとはいえないため、今後の取組みに期待したい。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性の点検・評価については、学長を委員長とする「全学人事委員会」において取り組んでいる。この結果を受けて、「内部質保証委員会」において全学的な観点から改善・向上に向けた検討を行っており、将来的に点検・評価の結果を継続的に改善・向上につなげることが期待される。なお、2018（平成30）年度の全学改組においては、点検・評価の結果、共通教育部門としての教員の適切な配置がなされ、全学の共通教育の運営が円滑化するなど、一定の効果を示した。

<提言>

改善課題

- 1) 大学院として、固有のFDが行われていないため、適切にこれを実施するよう改善が求められる。

7 学生支援

<概評>

学生支援の方針に基づき、修学支援については教務課、生活支援については学生課、進路支援についてはキャリアセンターが中心的な担当部署となり、これらの部署と学科及びチューターとが連携しながら、きめ細かなサポートを実施している。「ポータルサイト教育支援システム」の活用や「アカデミック・サポート・センター」による学修支援、健康管理センター、カウンセリングルーム、「障がい学生高等教育支援室」の連携による健康管理等により、学生が安定的な生活を送れるための支援を整えている。特に、「障がい学生高等教育支援室」に専門的スキル・知識を有する職員を配置し、障がいのある学生への支援を積極的に実施しているといえる。ただし、経済的な支援に関して、学内奨学金や授業料減免の制度の充実が望まれる。なお、各支援の内容について点検・評価を行い、その結果に基づき「内部質保証委員会」において改善・向上に向けて検討し、各部署で改善策を実施することによって、学生支援のさらなる向上に努めている。

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

「広島女学院大学の諸活動に関する方針」において、キリスト教主義に基づく人格教育を基盤とした大学の理念・目的を踏まえた基本方針とともに、「学生一人ひとりが自己の目的に適合した学修を達成することができるように支援する」という修学支援、生活支援、進路支援についての大学の方針が明示されている。

この方針は、「大学評議会」において審議・決定した後に教職員に周知するとともに、『Curriculum Book』に掲載することで、学生にも開示し、さらに、ホームページを通じて社会にも適切に公開している。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援に関する方針に従って、修学支援、生活支援、進路支援のいずれにおいても、各学科及びチューターと学生支援を担当する各部署が連携しながら、きめ細かなサポートを実施している。チューターを務める専任教員は、『学生支援のてびきーチューター・ゼミ担当のてびきー』に従って対応しており、適切な支援体制が整備されている。

修学支援は、教務課が中心となり、「アカデミック・サポート・センター」においてラーニング・アドバイザーによる個別学修相談、プレゼン指導等のアドバイスを行っており、多くの学生が利用している。各学科では、専門課程に対応した補習授業、例えば、管理栄養士国家試験対策の補習により、高い国家試験合格率达到し、十分な効果を上げている。また、留学生への支援は「国際交流センター」が、障がいのある学生への支援は「障がい学生高等教育支援室」が中心となって行っている。なお、成績不振の学生、留年者、休学者、退学希望者については、学科、チューター、教務課が連携しながら、個別面談等による状況の把握と指導により効果的に対応している。

生活支援は、学生課が学生生活全般の支援を担当し、「キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン」に基づく各種ハラスメントの防止・相談・解決、健康管理センター、カウンセリングルーム、「障がい学生高等教育支援室」が連携しながら、学生の心身の健康を維持するための相談・支援等を実施している。特に、「障がい学生高等教育支援室」に専門的スキル・知識を有する職員を配置し、障がいのある学生への支援を積極的に実施しているといえる。一方で、学内奨学金や授業料減免の受給・適用率が必ずしも高いとはいえないので、活用されるものとなるよう奨学金制度の見直しを行い、経済的支援を充実させていく必要がある。

キャリア支援は、キャリアセンターが担当し、学部・学科と連携を取りながら、就職ガイダンス・セミナーを数多く計画的に実施しているほか、キャリアコンサルタントの資格を有する職員による個別面談を全学生に実施するなど、適切に支援を行っている。

なお、学生と双方向のコミュニケーションを可能にした「ポータルサイト教育支援システム」を用いて、学生の主体的な学修を促すなどの支援も行われ、多岐にわたる学生支援に柔軟かつ適切に対応している。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援についての適切性の点検・評価は、修学支援及び生活支援については

「総合学生支援センター」が、進路支援についてはキャリアセンターが実施している。両センターにおける点検・評価の結果を受けて、『自己点検・評価報告書』に記載された改善すべき事項に基づき、「内部質保証委員会」において全学的な観点から改善・向上に向けた検討を行い、学生支援のさらなる向上に努めている。また、毎年「卒業生アンケート」を実施し、大学の諸活動に対する満足度評価と改善を求める自由記述内容に基づいて、「内部質保証委員会」において改善すべき課題を特定したうえで、具体的な対策を実施している。今後は、新たに構築した内部質保証システムを機能させ、学生支援のさらなる充実に努めることが期待される。

8 教育研究等環境

<概評>

教育研究等の整備に関する方針は、「広島女学院大学の諸活動に関する方針」に明示するとともに、『Curriculum Book』に掲載することで学生にも開示し、ホームページを通じて社会に適切に公開している。方針に基づき学生、教職員がともに良好な環境で、教育研究活動に従事できるよう整備に努めている。また、教室棟、図書館にはネットワーク環境を完備し、図書館においても図書の実ととも電子情報資料も適切に備えている。なお、教育研究等環境の適切性の点検・評価については、『自己点検・評価報告書』に記載される改善すべき事項の内容や卒業生アンケートから改善点の把握を行い、「内部質保証委員会」で改善・向上に向けての検討を行っており、具体的には情報環境の整備を検討するなど改善活動に取り組んでいる。

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

教育研究等の整備に関する方針において、「学生、教職員が共に充実した教育・研究活動に従事できるよう十分な校地・校舎、施設・設備等を整備」することや「教育活動を支援するために」制度を整え、研究活動の支援として、「研究費の支給」や「研究時間の確保」を行うこと、「外部資金の獲得を奨励」し「総合研究所の支援も強化する」としている。さらに、「倫理委員会」を設置し、研究倫理の遵守を徹底させることを定めている。

この方針は、「広島女学院大学の諸活動に関する方針」に明示するとともに、『Curriculum Book』に掲載することで学生にも開示し、ホームページを通じて社会に適切に公開している。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

校地面積・校舎面積については、大学設置基準を上回っており、教育研究活動に適した施設・設備を有している。また、ネットワーク環境としては、教室棟、研究棟、管理棟、図書館に1Gbpsのネットワークを完備するとともに必要な情報機器を効果的に配備している。また、施設においては、バリアフリーを目指すなど、適切な配慮を行っている。

さらに、学生への情報倫理教育は、必修科目で指導を行っている。一方で、教職員に対しては、情報倫理に関する規程を定めて遵守を促しているが、研修などは実施されていないため、今後の取組みが望まれる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書館の蔵書数は、各学部・研究科の専門領域に応じて適切な量と質を確保している。図書館には、内覧席のほか、研究個室やグループ演習室、プレゼンテーションルームに加えて、児童教育学科のための絵本専用のグループ演習室として「絵本の部屋」を設けている。学生は個別学習、グループ学習のためにこれらの設備を自由に利用することが可能であり、適切な利用環境を整備している。また、図書館に配置しているすべての職員が司書資格を有しており、学生及び教員の教育研究活動に資する体制を整えている。さらに、メディカルオンライン、G-Search、Academic Search Complete、ジャパンナレッジなど多くのデータベースと契約しており、これらは、学生・教職員の自由な利用を可能としている。なお、「初年次図書館ガイダンス」を実施するなど、図書館の利用促進にも努めている。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

研究に対する基本的な考え方を「大学として求める教員像」に示しており、さらに、「第2次中期計画」において、大学として求める教員像を実現するための方針として研究活動を支援する環境の整備に取り組むことを示している。研究活動を促進するため、「総合研究所」が主催して科学研究費補助金の公募要領説明会を開催し、教員への周知を徹底するとともに、申請手続や申請書類作成の支援を行っている。また、公益財団法人等による助成についても、募集情報を速やかにメールで全教員に配信しており、科学研究費補助金と同様に申請のための支援を実施し、研究教育活動の促進を図っている。なお、個人研究費の支給のほか、国内・外への研修制度があるものの、財政的な面から研修取得が難しい現状である。今後教員の研究時間をより一層確保するとともにその促進に努めることが望まれる。

さらに、大学院学生、学部生から、ティーチング・アシスタント（TA）を募集・選抜し、研究教育活動の支援を行っている。加えて、リサーチ・アシスタ

ト（RA）については、ピアサポート制度を設け、教員の研究上のアドバイスや研究計画立案の支援を行っており、効果的な支援といえる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理、研究活動の不正防止に関しては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（文部科学省）を踏まえて、2015（平成27）年に策定した「公的研究費の不正防止計画」に基づき、「広島女学院大学における公的研究費等の管理・運営体制」を定め、「広島女学院大学における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金に関する規程」等、各種規程を整備し、研修を開催するなど公的研究費の不正防止対策に取り組んでいる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性についての点検・評価は、図書館や「総合研究所」、庶務課がそれぞれの業務について行い、毎年事業報告や「自己点検・評価委員会」において『自己点検・評価報告書』としてまとめている。また、卒業生アンケートの結果から改善点を抽出し、改善・向上について検討を行っている。これらの取組みは、報告書を通じて「内部質保証委員会」に報告され、全学的な観点から改善・向上に向けた検討を行っている。そのうえで、同委員会による検討結果を受けて「情報管理委員会」で情報環境の整備計画を策定し、「第2次中期計画」に盛り込むなど、改善に向けて適切に対応している。引き続き、より一層の改善・向上に向けた取組みがなされることを期待したい。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

社会連携・社会貢献に関する方針は、「広島女学院大学の諸活動に関する方針」において明示されている。なお、『Curriculum Book』に掲載することで学生にも開示し、ホームページを通じて社会にも公開されている。また、方針に基づく取組みが活発に行われている。なお、社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価については、主として「地域連携センター」及び「ボランティアセンター」が行い、その結果は事業報告及び『自己点検・評価報告書』を通じて「内部質保証委員会」に報告され、同委員会で全学的な観点から点検・評価を行うことで改善につなげている。

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

社会連携・社会貢献に関する方針として、「他者と協働しながら地域社会及び国際社会に貢献する資質を育成する目的、大学における研究成果を社会に還元する

目的を達成するために社会連携・社会貢献を積極的に進める」ことを定めている。

これを「広島女学院大学の諸活動に関する方針」に明示するとともに、『Curriculum Book』に掲載することで学生にも開示し、またホームページを通じて社会にも公開している。

② **社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。**

地域連携については、各学科と「地域連携センター」が協力して実施している。具体的には、地域連携に関するセミナー科目を設置し、広島市東区との包括協定に基づき、広島駅新幹線口エリアの活性化に関する地元の商工会・町内会・東区役所と連携した事業に学生が参加する等の取組みを行っている。また、毎年「広島女学院大学公開セミナー」を開催している。さらに、2017（平成29）年度には、広島経済同友会との「包括的連携協力に関する協定」を締結し、「女性のキャリア育成」「地域活性化」「人的交流の推進」「広島女学院大学の人材育成への提言」「その他」の事項について連携を進めていくことになった。

また、「ボランティアセンター」を設置し、学生が主体となって企画・運営を行う地域連携活動やボランティア活動を推進しており、地域の活性化に貢献している。

さらに、国際交流事業については、国際協力を行うNGO団体ワールド・ビジョン・ジャパンとの連携による途上国支援の研修プログラムを実施している。

このように、社会連携・社会貢献に関する取組みを積極的に展開し、教育研究成果の社会への還元が行われていることは高く評価できる。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。**

社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価については、主として「地域連携センター」と「ボランティアセンター」が行っている。その結果を事業報告及び「自己点検・評価委員会」において『自己点検・評価報告書』にとりまとめ、「内部質保証委員会」に提出し、同委員会において全学的な観点から改善・向上に向けた検討を行っている。こうした点検・評価により、大学が積極的に取り組んできた学生が主体となる地域連携活動及びボランティア活動について、活動件数や学生の参加者数が年々増加していることが確認され、取組みの適切性及び活動の成果把握につながっている。今後は、新たに構築した内部質保証システムを機能させ、より一層の社会貢献活動の充実を図ることが期待される。

<提言>

長所

- 1) 「地域連携センター」は、各学科や教員独自の地域連携活動を一括して把握するとともに、地域連携活動の窓口として地域社会のニーズを、その内容に応じて適切な学科や教員と結び付けている。また、地域社会と各学科が連携することで、学生が主体となって企画・運営を行う地域連携活動（広島駅新幹線口エリアの活性化、チャレンジ活動、地域連携食育活動など）とボランティア活動（遊びの学校、絵本研究会、バアバの子育て支援など）を積極的に推進しており、これによって地域の活性化や福祉の向上に貢献している。さらに、2018（平成30）年度改組における教育課程では、全学部のすべての学科で地域連携に関するセミナー科目を設置して、地域と連携する課題解決型の授業を実施していることにより、授業と連動して教育研究成果を適切に社会に還元することが期待でき評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

大学運営に関する方針を定め、概ね規程を整備し、それに則して大学運営を行っている。また、予算編成と執行については、手続を定め適切に実施し、事務組織の編制のあり方や職員の資質向上についても、「第2次中期計画」のもと改善・向上に努めている。今後は、人事諸制度の整備と実施が予定されており、その着実な実施が望まれる。なお、大学運営の適切性の点検・評価は、事業報告に基づき、「内部質保証委員会」において確認し、「大学評議会」に報告するとともに、法人の評議員会で点検し、理事長と大学が協調して改善に努めている。

① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

管理運営に関する方針では、教学組織については教学に関する意思決定は学長が行うことを、法人組織については理事会と評議員会において重要事項を審議することを定め、財務に関する方針とともに、「広島女学院大学の諸活動に関する方針」に明示している。また、2018(平成30)年度から2022(平成34)年度までの学校法人広島女学院の「第2次中期計画」では、大学の教育理念を実現するための重点目標、行動計画及び年次行動計画を定めている。

当該方針は、『Curriculum Book』に掲載することで学生にも開示し、ホームページを通じて社会に適切に公開している。

② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、こ

これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

学長、副学長、学部長の選任及び職務については、「管理者等の選任及び職務に関する規程」に明示している。学長の権限については、「学校法人広島女学院寄附行為施行細則」において、包括的に大学運営を統括していることを規定している。教学に関する意思決定は学長が行うこととし、それを支えるための「学長室会議」及び最高審議機関である「大学評議会」の他、「内部質保証委員会」「自己点検・評価委員会」「全学人事委員会」「広報委員会」「入試委員会」を設置して、学長が議長となり大学の重要事項の意思決定を行っている。なお、「学長室会議」以外の委員会については規程を定め、審議事項や構成メンバー、役割等を明記している。

教授会は、全学教授会と学部教授会をそれぞれの規程を制定して設置し、「全学教授会及び学部教授会の審議事項に関する規程（学長裁定）」において審議事項を明確化している。これらの規程により、学長と教授会の関係、学長のガバナンスを明確化し、教授会は、学長からの要請を受けて審議し意見を述べる役割であることを学校教育法に基づき適切に明文化している。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成は、各学科等から提出された予算要求に基づき、学長をトップとする「大学予算委員会」において、既存事業等の見直しを含めた査定を実施している。その後、法人の「予算委員会」で審議し調整を行うとともに、執行状況についても検討を行う体制としており、適切な体制といえる。

予算執行にあたっては、各学科等の予算責任者が決定された予算の管理を行い、決裁権限に基づく支出申請承認後に執行し、学長が総括管理を行うことで、適切な執行に努めている。今後は、経費削減重視の観点のみならず、予算執行に伴う効果を分析し、点検・評価する仕組みを構築することが望まれる。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

大学事務局には、事務局長のもとに、庶務課、会計課、秘書・広報課、入試部に入試課、「宗教センター」に宗教センター事務課、図書館に図書課、キャリアセンターにキャリア支援課、「総合学生支援センター」に教務課、学生課を設置し、各部、館、センターの長に教員を、また、各課長には事務職員を配置しそれぞれ連携を図っている。その他、学部事務室、研究科事務室、総合研究所事務課を設置し必要な運営を行っている。事務局長を除き事務組織の統括に教員を配置することにより、各事務部門と教員との間の意思疎通を図り、主要な委員会には職員が正規の委員として参加することで、教員と職員とが連携し、効果的な教職協働

による大学運営を行っている。

職員の人事については、「広島女学院就業規則」「広島女学院人事委員会規程」「職員の昇進に関する規程」及び「事務職員の配置転換及び職務の変更に関する内規」に基づき、理事長が「法人人事委員会」に諮り適切に決定している。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

SDに関しては、2016（平成28）年度に「広島女学院大学SD実施方針」を制定し、毎年度年間計画を作成し、計画的に実施している。SDの対象を事務職員、技術職員のほか専任教員を含めた全教職員とし、学内研修と学外研修会への派遣を柱に、全員研修、階層別研修、業務別研修、職場（課等）研修を行っている。2017（平成29）年度の全員研修は、人権問題、メンタルヘルス、大学を取り巻く環境変化等のテーマでそれぞれ効果的に実施している。

一方で、人事考課についての制度は整備されておらず、毎年度の各課長等へのヒアリングを通じてキャリア形成に反映しているのみである。「第2次中期計画」において、職員の資質向上のため、目標管理制度の導入や採用・昇進・人事異動制度の整備と実施が予定されていることから、その着実な実施が望まれる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

年次行動計画については、年度中途、年度末に各教職員が担当部分の進捗状況を事業報告で確認するとともに、「内部質保証委員会」において確認し、「大学評議会」に報告している。また、事業報告については、法人の評議員会、理事会に報告され、評議員会では、年度ごとの事業計画、事業報告、中期計画、予算及び財務資料に基づいて大学運営の状況を点検し、理事長と大学が協調して改善に努めている。「第2次中期計画」については、法人本部、各校部ごとに年次行動計画を策定し、年度ごとに事業計画、事業報告を理事会、評議員会に報告することとしており、PDCAの円滑な実施が期待できる。特に、大学においては、数値目標等を設定し、進捗状況については「内部質保証委員会」で評価し、改善・向上に向けた検討を行っており、着実な改善・向上につなげることを期待する。

監査については、監事2名（教学部門、財務部門）、内部監査室、監査法人の三様監査体制を構築し、相互に情報共有しながら、「内部監査規程」等に基づき、効果的な監査を行っている。監事監査を計画的に実施し、その結果は、『監査状況報告書』として理事会及び院長に提出されるとともに、理事会及び評議員会に報告されている。

(2) 財務

<概評>

2018（平成 30）年度から 5 年間の「第 2 次中期計画」を策定するとともに、これを全教職員に周知し、改善意識の共有を図る機会も設けている。支出削減については、前期中期計画における目標を達成しているものの、学生生徒等納付金収入の減少が継続していることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確立しているとはいえない。今後は、「第 2 次中期計画」を着実に実行し、これまでの改善策を継続的に実施するとともに、持続的・安定的な学生生徒等納付金収入の確保により財務基盤を確立することが求められる。

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2017（平成 29）年度までの 5 年間の「第 1 次中期計画」において、健全な財政運営に向けた支出削減を掲げており、それを受けて策定された 2018（平成 30）年度から 2022（平成 34）年度までの「第 2 次中期計画」に基づいて、財政計画を策定している。同計画においては、2018（平成 30）年度の学部再編により新たに設置した人文学部が完成年度を迎える 2021（平成 33）年度には大学部門の経常収支差額を均衡以上とすることのみならず、2022（平成 34）年度には法人全体での経常収支差額を均衡以上とすることを目指しており、それに向けた部門別の入学者数や経常収支差額の目標値を設定している。

さらに、目標の実現に向けて全教職員で改善意識を共有するために、決算や長期シミュレーションについての説明会を開催しているほか、給与制度や旅費制度の見直しによる支出削減策が実施されており、大学として目標の達成に取り組む姿勢がうかがわれる。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

「第 1 次中期計画」で示された支出削減については、2017（平成 29）年度において、ほぼ目標どおりの成果が達成されている。しかし、「第 1 次中期計画」の期間内に学生生徒等納付金収入が減少したことが原因となり、経常収支差額比率をはじめとする財務関係比率はいずれも「文他複数学部を設置する私立大学」の平均を下回る状況が継続している。また、「要積立額に対する金融資産の充足率」についても著しく低い水準で推移しており、「事業活動収入（帰属収入）に対する翌年度繰越支出超過額（翌年度繰越消費支出超過額）の割合」も年々増加していることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確立しているとはいえない。

財務基盤が確立していない原因は、学生の受け入れにおいて入学定員を確保できない状況が継続したことにある。今後は持続的・安定的に学生生徒等納付金収入を確保していくことが必要である。また、理事会において繰越収支差額の縮減を超長期的な課題として改善に取り組むことを方針として確認しているように、「第2次中期計画」を着実に実行し、財務基盤の確立に向けた取組みを継続していくことが求められる。

外部資金については、「第2次中期計画」において獲得に向けた支援等の実施を掲げ、周年事業として寄付金の募集などに取り組んできた。今後は、こうした取組みの恒常化を含めて外部資金の確保について具体的な方策を検討し、収入の多様化を図ることが期待される。

<提言>

改善課題

- 1) 支出削減策を実行し、一定の成果を上げているものの、学生生徒等納付金収入の減少を主な原因として、「要積立額に対する金融資産の充足率」が著しく低い水準で推移しており、翌年度繰越支出超過額も増加傾向にあることから、十分な財政基盤を確立しているとはいえない。「第2次中期計画」を着実に実行し、持続的・安定的な学生生徒等納付金収入の確保を図るとともに、自らが掲げる目標を達成することで財務基盤を確立することが求められる。

以 上

広島女学院大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート

その他の根拠資料		
	資料の名称	資料番号
1 理念・目的	広島女学院大学学則 https://www.hju.ac.jp/guide/inc/pdf/gakusoku.pdf	1-1
	養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程2021	1-2
	広島女学院大学大学院学則 https://www.hju.ac.jp/guide/inc/pdf/201-213daigakuingakusoku.pdf	1-3
	広島女学院大学学則（改組前）221～233	1-4
	『CURRICULUM BOOK 2018』	1-5
	『Curriculum Book 2017』	1-6
	学長あいさつ https://www.hju.ac.jp/guide/greeting.php	1-7
	『大学案内2018』	1-8
	学校法人広島女学院 第1次中期計画	1-9
	学校法人広島女学院 第2次中期計画	1-10
	第2次中期計画年次行動計画（大学）	1-11
	寄付行為 https://www.hju.ac.jp/houjin/pdf/donation.pdf	1-12
	教育理念 https://www.hju.ac.jp/guide/jyosyou.php	1-13
	学部・学科の人材養成に関する目的と教育研究上の目的 https://www.hju.ac.jp/guide/jinzaikyoiikumokuteki.php	1-14
	研究科・専攻の人材養成に関する目的と教育研究上の目的 https://www.hju.ac.jp/guide/education.php	1-15
	『大学案内2017』	1-16
2 内部質保証	広島女学院大学の諸活動に関する方針 https://www.hju.ac.jp/guide/inc/pdf/syokatsudouhoushin.pdf	2-1
	広島女学院大学内部質保証委員会規程2061	2-2
	広島女学院大学評議会規程2001～2003	2-3
	内部質保証委員会記録	2-4
	（2017年度、2016年度）事業計画について https://www.hju.ac.jp/houjin/disclosure/	2-5
	2016年度の自己点検・評価報告書（改善すべき点一覧表）	2-6
	2016年度卒業生アンケートにみる改善点	2-7
	設置に係る改善意見等対応状況報告書（2016年度） https://www.hju.ac.jp/guide/inc/pdf/kikaku/2016/kaizeniken_report.pdf	2-8
	大学評価結果に対する改善報告書及び大学基準協会による検討結果（2015年度申請） https://www.hju.ac.jp/guide/inc/pdf/20150330-kaizen.pdf	2-9
	広島女学院大学自己点検・評価委員会規程2071～2072	2-10
	広島女学院大学IR委員会規程2100-1	2-11
	教育情報の公表 https://www.hju.ac.jp/guide/information.php	2-12
	点検・評価 https://www.hju.ac.jp/guide/self-check.php	2-13
	平成27年度改善意見等に対する改善状況等報告書	2-14
	平成26年度改善意見等に対する改善状況等報告書	2-15
	平成25年度留意事項に対する改善状況等報告書	2-16
	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位	2-17
	キャンパスライフ https://www.hju.ac.jp/life/	2-18
3 教育研究組織	広島女学院大学将来計画委員会規程2017～2018	3-1
	2014年度第1回大学将来計画委員会記録	3-2
	チャペルだより第178号～第190号チャペル予定表	3-3
	広島女学院大学総合研究所規程2031	3-4
	地域連携センター https://www.hju.ac.jp/public/regional-alliances.php	3-5
	ボランティアセンター活動報告書2016	3-6
	論集 http://harp.lib.hiroshima-u.ac.jp/hju/list/journals/ 広島女学院大学論集	3-7
	広島女学院大学アカデミック・サポート・センター運営規程2083	3-8
	広島女学院大学ボランティアセンター委員会規程2095～2096	3-9

	<p>広島女学院大学図書館規程2401～2402 法人組織図 宗教センターハンドブック2017</p>	<p>3-10 3-11 3-12</p>
4 教育課程・ 学習成果	<p>ディプロマポリシー https://www.hju.ac.jp/guide/diploma-policy.php 大学院要覧2018年度 カリキュラムポリシー https://www.hju.ac.jp/guide/curriculum-policy.php シラバス (2018年度以降) https://asm-ediea.com/hju/open/ja/syllabuses シラバス (2017年度以前) (学部) https://aaweb.ap-cloud.com/web_hju/syllabus/se0010.aspx?me=EU&opi=mt0010 シラバス (2017年度以前) (大学院) https://aaweb.ap-cloud.com/web_hju/syllabus/se0010.aspx?me=EG&opi=mt0010 2017年度キャリアプランニング及び初年次セミナーの授業内容と連動について 2018広島女学院大学入学前プログラム 広島女学院大学修学規則(2018年度以降入学生用)2219-1 学生による授業評価アンケート集計結果報告書2016年度 2017年度春学期授業改善目標 2017年度「オリエンテーション・プログラム」 1年生全員面談質問シート 成績疑義申立書 広島女学院大学大学院言語文化研究科修士論文提出に関する手引き2017年度版 広島女学院大学大学院人間生活学研究科2017年度修士論文提出に関する手引き シラバス・ルーブリックの作成と運用に関する調査結果 2016年度卒業学年アンケート結果(グラフ) 広島女学院大学修学規則(2012年度以降入学生用)2211～2219 広島女学院大学学位規程 https://www.hju.ac.jp/guide/inc/pdf/2201daigakugakuikitei.pdf 国際教養学部卒業論文規程2275 人間生活学部卒業論文規程2277 広島女学院大学大学院言語文化研究科学位論文規程3205 広島女学院大学大学院言語文化研究科学位論文規程細則3207 広島女学院大学大学院人間生活学研究科学位論文規程3209 広島女学院大学大学院人間生活学研究科学位論文規程細則3211 広島女学院大学大学院言語文化研究科博士論文提出に向けて https://docs.google.com/viewer?a=v&pid=sites&srcid=22fPbmVzLmhqdS5hYy5qcHxkYw1nYw1aW4tZ2VuZ298Z3g6VjgzMm12YTc1YTAXYW13 広島女学院大学入学前プログラム2017 2016年度春学期授業改善目標 2016年度秋学期授業改善目標 大学基礎力レポートⅠ・Ⅱ(自己発見レポート) 広島女学院大学大学院学位規程 https://www.hju.ac.jp/guide/inc/pdf/3201-3204daigakuinguakuikitei.pdf</p>	<p>4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6 4-7 4-8 4-9 4-10 4-11 4-12 4-13 4-14 4-15 4-16 4-17 4-18 4-19 4-20 4-21 4-22 4-23 4-24 4-25 4-26 4-27</p> <p>実地調査 実地調査 実地調査 実地調査 実地調査</p>
5 学生の受け 入れ	<p>2018広島女学院大学入試ガイド https://edu.career-tasu.jp/p/digital_pamph/frame.aspx?id=7540700-2-1&FL=0 大学院募集要項2017 アドミッションポリシー https://www.hju.ac.jp/guide/admission-policy.php アドミッション・ポリシー(学力の3要素・入学者選抜方法との関係) 広島女学院大学入試委員会規程2051～2052 広島女学院大学入試実行委員会規程2055 受験上及び修学上の配慮を必要とする者の事前相談について(含、受付票) 特別措置受験要領(含、受験生用選考要領) 広島女学院大学チャレンジ制度規程2709 2011年度入試委員会記録(視覚障がい受入れについて) 学部募集要項2017 学部募集要項2018 大学院募集要項2018 大学院入試 学生募集要項 言語文化研究科(修士課程) https://www.hju.ac.jp/examination/graduate/zenki.php 大学院入試 学生募集要項 人間生活学研究科(修士課程) https://www.hju.ac.jp/examination/graduate/syushi.php 受験上の配慮について? https://www.hju.ac.jp/examination/qa/index.php 進学需要調査</p>	<p>5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6 5-7 5-8 5-9 5-10 5-11 5-12 5-13 5-14 5-15 5-16</p> <p>実地調査</p>

6 教員・教員組織	<p>広島女学院大学教育職員任用規程2111～2112 広島女学院大学全学人事委員会規程2099～2100 大学院言語文化研究科担当教員に関する任用内規(言語) (人間)大学院担当教員に関する任用内規 広島女学院大学大学院研究科委員会教員審査小委員会内規3021 広島女学院就業規則501～510 大学職員の出校・担当時間数・研究日・他大学出講及び長期研修等に関する内規2113～2114 共通教育委員会規程2035 広島女学院大学大学院研究科委員会規程3001～3002 論文等の評点基準 広島女学院大学FD委員会規程2073～2074 研修会実施一覧(2017,2016年度) 授業評価アンケート https://www.hju.ac.jp/guide/questionnaire.php 特別専任教職員の任用等に関する規程557～560 広島女学院大学人間生活学部児童教育学科教員募集要項</p>	<p>6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6 6-7 6-8 6-9 6-10 6-11 6-12 6-13 実地調査 実地調査</p>
7 学生支援	<p>学生支援のてびき—チューター・ゼミ担当のてびき— アカデミック・サポート・センター2016年度年次報告書 障がい学生高等教育支援室規程2181～2182 成績通知書同封資料 2016年度健康管理センター学生利用状況 広島女学院大学人権問題委員会規程2023～2024 広島女学院大学キャンパス・ハラスメント問題委員会規程2027～2029 キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン https://www.hju.ac.jp/life/support/inc/pdf/harassment-guideline.pdf 広島女学院大学キャリア支援委員会規程2081～2082 イベントガイダンス情報一覧(2016年度) 進路登録票 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項 https://www.hju.ac.jp/life/establishment/inc/pdf/correspondence.pdf トータル型サポート https://www.hju.ac.jp/life/support/total.php ハラスメント相談 https://www.hju.ac.jp/life/support/harassment.php ハラスメントへの対応について カウンセリングルーム https://www.hju.ac.jp/life/support/counseling.php 奨学金・教育ローン https://www.hju.ac.jp/life/burse/syougaku.php 2017年度広島女学院大学奨学金制度一覧 広島女学院大学・同大学院貸与奨学金規程2303～2305 ゲーンス奨学金給付規程2309～2310 砂本貞吉奨学金規程2319～2320 広島女学院大学在籍留学生奨学金規程2609～2610 広島女学院大学貸与特別奨学金規程2307 広島女学院大学外国人留学生奨学金規程2613～2614 広島女学院大学外国人留学生奨学金規程内規2615～2616 広島女学院大学特待生(給付特別奨学金)規程2711～2712 広島女学院大学大学院特別奨学金給付規程3111～3112 広島女学院大学大学院日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会規程3121 広島女学院大学大学院日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考規程3131 広島女学院大学大学院在籍留学生奨学金規程3403～3404 広島女学院大学大学院外国人留学生特別奨学金規程3421～3422 広島女学院大学大学院外国人留学生特別奨学金規程内規3423 広島女学院大学国際交流委員会規程2100-2 キャリアセンター利用要綱 就職サポートスケジュール https://www.hju.ac.jp/career/spt_schedule.php 就職実績…進路の状況 https://www.hju.ac.jp/guide/inc/pdf/careerresult.pdf 広島女学院大学協力会会則2981～2982 広島女学院大学協力会修学援助費規程2985 広島女学院大学協力会修学援助費施行細目2987 2016年度協力会決算書</p>	<p>7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6 7-7 7-8 7-9 7-10 7-11 7-12 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18 7-19 7-20 7-21 7-22 7-23 7-24 7-25 7-26 7-27 7-28 7-29 7-30 7-31 7-32 7-33 7-34 7-35 7-36 7-37 7-38 7-39 7-40</p>
8 教育研究等環境	<p>2018HJUハンドブック(本文) ラーニングコモンズHJU http://library.hju.ac.jp/com/gaiyou.html 広島女学院大学個人情報保護規程2131～2135</p>	<p>8-1 8-2 8-3</p>

	<p>図書館リーフレット 図書館利用統計2016年度 2017初年次図書館ガイダンス 広島女学院大学学術研究助成規程2501～2505 スチューデント・コンピュータ・アシスタント（SCA）に関する規程2261～2262 広島女学院大学における公的研究費の不正防止計画 広島女学院大学における公的研究費の管理・運営体制 広島女学院大学における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金に関する規程2551 広島女学院大学における研究費の取扱いに関する規程2571～2574 広島女学院大学における研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱細則2575～2579 研究活動における不正行為への対応等に関する規程2581～2586 研究データの保存等に関する指針2587 研究費使用マニュアル2017 広島女学院大学における公的研究費の管理・監査の基本方針 公的研究費の不正防止対策 http://www2.hju.ac.jp/~souken/hjuprevention/hjupreventionofunauthorizeduse.htm 不正行為に係る告発の処理に関する規程341 広島女学院大学倫理審査委員会規程2091 広島女学院大学図書館HP http://library.hju.ac.jp/ http://library.hju.ac.jp/com/riyou.html http://library.hju.ac.jp/database.html 研修会・説明会の実施状況（2017、2016、2015） 2017年度誓約書提出及びeラーニング受講状況 ポータルサイト教育支援システム（履修状況、学生サポートメモ、説明会、マニュアル、運用画面） Melly（説明会資料等）</p>	<p>8-4 8-5 8-6 8-7 8-8 8-9 8-10 8-11 8-12 8-13 8-14 8-15 8-16 8-17 8-18 8-19 8-20 8-21 8-22 8-23 8-24 8-25</p>
9 社会連携・ 社会貢献	<p>チャレンジ活動 包括的連携協力に関する協定書（連携協力について） 公開セミナー一覧（2017～2013） ボランティアセンター推移表</p>	<p>9-1 9-2 9-3 9-4</p>
10 大学運営・ 財務 (1) 大学運営	<p>管理者等の選任及び職務に関する規程547～550 管理者選考に関する細則553 管理者候補選考委員選出要領553-1 広島女学院大学教職員職務規程2101～2104 広島女学院大学全学教授会規程2011 広島女学院大学学部教授会規程2013～2014 学校法人広島女学院寄附行為施行細則11～13 広島女学院内部通報に関する規程371 職員の昇進に関する規程551～552 事務職員の配置転換及び職務の変更に関する内規517 教職員協働委員会一覧 広島女学院大学SD実施方針 内部監査規程361～363 広島女学院決裁規程433～435 全学教授会及び学部教授会の審議事項に関する規程（学長裁定）2019 2017年度理事会構成 職員採用の手続き等に関する規程555～556 2016年度監事監査並びに監査状況報告書</p>	<p>10(1)-1 10(1)-2 10(1)-3 10(1)-4 10(1)-5 10(1)-6 10(1)-7 10(1)-8 10(1)-9 10(1)-10 10(1)-11 10(1)-12 10(1)-13 10(1)-14 10(1)-15 10(1)-16 10(1)-17 10(1)-18</p>
10 大学運営・ 財務 (2) 財務	<p>学校法人広島女学院 第一次中期計画 計画対実績推移表（大学部門） 平成29年度計算書類 平成28年度計算書類 平成27年度計算書類 平成26年度計算書類 平成25年度計算書類 平成24年度計算書類 財務情報、事業報告 https://www.hju.ac.jp/houjin/disclosure/ 第2次中期財務計画(校部別) 5ヵ年連続財務計算書類（様式7）</p>	<p>10(2)-1 10(2)-2 10(2)-3 10(2)-4 10(2)-5 10(2)-6 10(2)-7 10(2)-8 10(2)-9</p>
その他	規程集	

広島女学院大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称	ウェブ	資料番号
1 理念・目的	【記録】第1回内部質保証委員会（2018.6.27） 2017年度全学教授会議題・議事録 創立記念研修会次第・アンケート用紙・記録		1-1 1-2 1-3
2 内部質保証	教職課程の情報の公表 言語文化研究科記録 人間生活学研究科記録 大学評議会議事録（案）9.4【閲覧】 2016年度自己点検・評価及び2017年度内部質保証活動について 2017年度監事監査状況報告書（成案2018.4.16） 2018年度事業計画（大学）	○ ○	2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7
4 教育課程・ 学習成果	2017年度シラバス(大学院) 日本語文化演習の実例 修士論文計画書、博士論文計画書の実例 2017年度シラバス(大学院) 特別研究の実例 履修上限緩和措置学生数（学年別） 成績疑義申立書の実例 アセスメント・ポリシー チーム基盤型学習(TBL)が概念理解と学習意欲に与える影響 広島女学院大学入学前プログラム2017 2016年度春学期授業改善目標 2016年度秋学期授業改善目標 大学基礎力レポートⅠ・Ⅱ（自己発見レポート） 広島女学院大学大学院学位規程	 ○	4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6 4-7 4-8 4-9 4-10 4-11 4-12
5 学生の受け 入れ	進学需要調査		5-1
6 教員・教員 組織	特別専任教職員の任用等に関する規程557～560 広島女学院大学人間生活学部児童教育学科教員募集要項		6-1 6-2
7 学生支援	卒業生アンケート（自由記述） 2018ポータル利用およびweb履修登録説明会（配付用）		7-1 7-2
8 教育研究等 環境	研修に関する規程531～532		8-1
9 社会連携・ 社会貢献	EKIKITA ENGLISH MAP（広島エキキタ散策マップ(英訳版)） 福祉のまちづくり部会 広島女学院大学参画状況		9-1 9-2
10 大学運営・ 財務 (1) 大学運営	2017年度事業報告（大学） 学長室会議の運営について 2017年度学長室会議協議事項一覧 2018年度第1回大学予算委員会（議題・記録） 規程改正一覧表<2018年1月以降> 広島女学院大学2018年度SD年次計画 2018年度定額制研修プログラム（18年4月～9月） 2017年度事務職員研修実績 2018年3月定期評議員会議事録（抄）		10-1 10-2 10-3 10-4 10-5 10-6 10-7 10-8 10-9
その他	キャリアプランニング（人間生活）シラバス キリスト教学入門Ⅰ・Ⅱにおけるアンケート調査実施について 2018年4月24日 キリスト教の時間 資料 2018年5月29日 キリスト教の時間 資料 2017年11月28日 キリスト教の時間 資料 チャペルだより193号 チャペルだより194号 ゲーンズチャペルの紹介 2018年度 後期 アカデミック・サポート・センター 開講講座&行事 2018年度 アカデミック・サポート・センター利用ガイド		

	<p>アカデミック・サポート・センター 2017年度年次報告書 湊 晶子, 「いま、あえてなぜ人文学部か」, 『大学時報』2018年5月号, PP112-115一般社団法人日本私立大学連盟 「“女性活躍推進”の時代に女子大学が果たすべき使命とは 前編」, 『衆 知』, 5 - 6月号, PP46-51, 株式会社PHP研究所 「“女性活躍推進”の時代に女子大学が果たすべき使命とは後編」, 『衆 知』, 7 - 8月号, PP46-51, 株式会社PHP研究所 2018年9月12日(水)第6回言語文化研究科委員会 議題一覧 2018年9月12日(水)第6回人間生活学研究科委員会 議題一覧 2018年9月12日(水)第6回言語文化研究科委員会記録 2018年9月12日(水)第6回人間生活学研究科委員会記録 実地調査を受けての回答につままして</p>	
--	---	--

広島女学院大学提出資料一覧（意見申立）

	資料の名称	ウェブ	資料番号
10 大学運営・ 財務 (1) 大学運営	第1回大学予算委員会記録 第1回予算委員会記録		10-(1)-1 10-(1)-2